

マンガで学ぶ「対お客様」における金融実務①

お客様の個人番号取得時のルールと対応ポイント

まずは個人番号をどんなときに、どのように取得すればよいのか確認しましょう。

画●山川 直人

今日の店内勉強会はおお客様の個人番号を取得する際の実務対応を教えるよ

はい

ご存じのとおり2016年からは一部の金融商品・取引についても個人番号を付けて税金を申告する必要がありますがあるんだけどそのためにまず金融機関は個人番号を含む特定個人情報の基本方針等を定める必要がある

当行も個人情報のプライバシーポリシーを定めて公表していますがそれと同じようなものですか？

個人番号

そうだね 特定個人情報についても基本方針を定めるかもしれないけど従来の個人情報の方針に特定個人情報の条項を加えるかして対応するんだ

また「利用目的」や「廃棄の方法」などを定めた取扱規程を作成する必要がある これらは本部が作成するから2人も確認しておこう

実際に2016年以降はどんな取引のときに個人番号を取得するのでしょうか？

個人番号カードなら顔写真があるのでそれだけでよいというわけですね

3つの方法が考えられている

- ①通知カードの提示
- ②個人番号カードの提示
- ③個人番号が載った申告書・住民票の写しなどの提示

①と③の場合 通知カード・申告書等のほか運転免許証などの身分証明書も提示してもらい その個人番号がお客様のものか確認する 顔写真がないため別途本人確認が必要となるんだ

ただし 外国送金については経過措置があり2016年時点では取得しなくても構わない

また 法人の定期性預金も一定額以上の利子が付くもので数は多くないよ

投資信託は重要ですね

個人番号を取得する場合どんな対応をとるんですか？

・投資信託取引 (2016年より前に契約済みのお客様は3年の経過措置あり)

・法人の定期性預金 (一定額以上の利子が発生するもの)

・新規契約の財形年金・財形住宅

・外国送金 (2019年まで経過措置あり)

現在はこの4つが規定されている